

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」**  
－ 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、非金融商品項目（non-financial item）の購入又は売却契約の現物決済に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、非金融商品項目を将来固定価格で売買する契約に対して IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用する方法について要望書を受け取った。IFRS 第 9 号第 2.4 項では、現金若しくは他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約について、あたかも当該契約が金融商品であるかのように IFRS 第 9 号を適用しなければならないとされている。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目を授受する目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除くこととされている（いわゆる「自己使用の例外」）。
3. 要望書に記載された事例は以下のとおりである。

- 企業は、非金融商品項目（具体的には、コモディティ）を将来の一定時点に固定価格で購入又は売却する契約を締結した。
- 企業は、当該契約と同様の契約について、過去に純額現金決済した経験を有していたことから、当該契約は、IFRS 第 9 号の「自己使用の例外」を満たさないと評価した。その結果、当該企業は、IFRS 第 9 号を適用し、当該契約が金融商品であるかのように取扱い、デリバティブとして認識した。（なお、当該契約については、ヘッジ会計を適用しなかった。）
- 上記にもかかわらず、企業は、当該契約について、非金融商品項目の授受をすることにより現物決済した。

## 4. 要望書に記載されている事例及び会計処理は具体的には以下の通りである。

## (1) 購入契約のケース

20x1年12月1日に、A社は固定価格CU100で20x2年1月5日に商品を購入する契約を行った。契約の当初公正価値はゼロである。A社の財務報告日である20x1年12月31日において、当該商品の先物価格が10上昇した結果、契約の公正価値は10上昇した。

|       |                                   |    |    |
|-------|-----------------------------------|----|----|
| 12/31 | Dr Derivative asset               | 10 |    |
|       | Cr Other operating income/expense |    | 10 |

20x2年1月5日に、A社は商品を受け取り現金でCU100を支払うことで決済を行った。契約の公正価値は20x1年12月31日から20x2年1月5日の間で変化はなかった。

|     |                     |     |     |
|-----|---------------------|-----|-----|
| 1/5 | Dr Inventory        | 110 |     |
|     | Cr Cash             |     | 100 |
|     | Cr Derivative asset |     | 10  |

**(検討の対象となる追加の会計処理)**

過去に認識したデリバティブ損益の累計額を振り戻し、棚卸資産の額に加減する。

|  |                                   |    |    |
|--|-----------------------------------|----|----|
|  | Dr Other operating income/expense | 10 |    |
|  | Cr Inventory                      |    | 10 |

## (2) 売却契約のケース

20x1年12月1日に、A社は固定価格CU100で20x2年1月5日に商品を売却する契約を行った。契約の当初公正価値はゼロである。A社の財務報告日である20x1年12月31日において、当該商品の先物価格は10上昇した結果、契約の公正価値は10下落した。

|       |                                   |    |    |
|-------|-----------------------------------|----|----|
| 12/31 | Dr Other operating income/expense | 10 |    |
|       | Cr Derivative liability           |    | 10 |

20x2年1月5日に、A社は商品を引き渡し、現金でCU100を受領することで決済を行った。契約の公正価値は20x1年12月31日から20x2年1月5日の間に変化はなかった。

|     |                         |     |     |
|-----|-------------------------|-----|-----|
| 1/5 | Dr Cash                 | 100 |     |
|     | Dr Derivative liability | 10  |     |
|     | Cr Revenue              |     | 110 |

**(検討の対象となる追加の会計処理)**

過去に認識したデリバティブ損益の累計額を振り戻し、収益の額に加減する。

|  |                                   |    |    |
|--|-----------------------------------|----|----|
|  | Dr Revenue                        | 10 |    |
|  | Cr Other operating income/expense |    | 10 |

5. 2018年10月に実施されたアウトリーチでは、第3項に記載したような事例は一般的か否か、また、それが一般的な場合、現物決済時の会計処理として上記の「検討の対象となる追加の会計処理」の実務を見たことがあるか否かについて、参照することとなるIFRS基準の要求事項とともに回答が求められた。

### III. 2018年11月のIFRS-IC会議における議論

#### アウトリーチ活動の結果

6. アウトリーチの結果、要望書に記載された契約は主に、商品トレーディング、採掘産業、農業、エネルギー産業、電力産業及び水産業で見られる契約であるとの意見が聞かれた。
7. 「検討の対象となる追加の会計処理」に関しては、当該会計処理は観察されていないという回答や、当該会計処理を適用している企業とそうでない企業が混在しているという回答が見られた。少数の回答者からは、一部の法域ではこの会計処理が最も一般的であるとの意見も聞かれた。
8. 「検討の対象となる追加の会計処理」が適切ではないとする意見は主に以下のとおりであった。
- (1) IFRS第9号のデリバティブに関する要求事項と整合しない。非金融商品項目の売買契約で「自己使用の例外」に該当しない場合には、IFRS第9号を適用し続けるべきであり、これを取り消すべきではない。
  - (2) (実際にはそうではないにも関わらず) 前期に会計処理の誤りがあり遡及修正を行っているかのようにみえてしまう。

- (3) 2つの決済方法を任意に選択することで業績を変えることができってしまうので不適切である。すなわち、「検討の対象となる追加の会計処理」を行った場合、その分だけ当該契約について、現金で差額決済し、同時に市場で非金融商品項目を購入(売却)した場合と会計処理が異なることになる。
- (4) ヘッジ会計の適用を遡及的に認めることと同様の効果があり、これはIFRS第9号の要求事項と整合しない。
9. 一方、「検討の対象となる追加の会計処理」が適切であるとする意見は主に以下のとおりであった。
- (1) 当初は「自己使用の例外」を満たさなかったものの、結果的には「自己使用」となったともいえるので、会計処理を更新すべきである。
- (2) 契約上の固定価格で棚卸資産又は収益を表示することが、当該取引の最も目的適合的な(relevant)情報を表すことになる。これは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用ガイダンスF2.5項の「オール・イン・ワン」のキャッシュ・フロー・ヘッジを適用した結果と類似している。
- (3) 一部の企業は実務的な理由により当該追加の会計処理を行っている。
- ① 多くの企業にとっては、重要性がない。加えて、ERPシステムは、財務報告上も税務申告上も契約価格で記帳する設定となっていることがある。
- ② 当該会計処理により、継続的に商品が授受される場合の測定上の問題を回避する。これらの商品の授受時の公正価値により売買の会計処理をするのは実務上、煩雑である。
- ③ 売却契約における追加の会計処理は、収益又は費用の表示方法にしか影響を与えない。

### IASB スタッフの分析

10. IASB スタッフは、以下の理由により「検討の対象となる追加の会計処理」を行うべきではないとしている。
- (1) 当該追加の会計処理は、デリバティブとして会計処理することを要求しているIFRS第9号と整合していない。
- (2) 20x1年12月31日から20x2年1月5日の間にデリバティブの公正価値に変化はないにもかかわらず、当該会計処理を行うと損益を認識することとなってしまう、デリバティブをFVPLで測定することを要求しているIFRS第9号と整合していない。

- (3) CU10 のデリバティブ資産又はデリバティブ負債がゼロになるということは、当該デリバティブが決済されたことによるものである。当該契約は、CU10 のデリバティブと CU100 の現金と交換に、公正価値 CU110 の商品を受け取り又は引き渡すことで、決済されたことを意味する。したがって、デリバティブ契約の消滅の認識からはこれ以上の損益は発生しない。
- (4) 「自己使用の例外」の条件を満たす契約と満たさない契約では、契約の性質が異なり、会計処理が異なることになる。最終的に現物決済が行われたことをもって、あたかも当初から「自己使用の例外」にあたるかのように会計処理することは適切ではない。IFRS 第 9 号はそのような「見直し」を行ったり、会計処理を変更することを要求も容認もしていない。
- (5) 同様に、ヘッジ会計を適用している場合としていない場合では会計処理は異なることになる。本ケースではヘッジ会計を適用していないというのが事実であり、ヘッジ会計を適用していたかのように会計処理することは事実と反することになる。
- (6) 実務上の理由は、重要性がない限り IFRS 第 9 号の要求事項をオーバーライドしない。

#### **IFRS-IC 会議での議論の結果（アジェンダ決定案の概要）**

- 11. 本論点については、IASB スタッフの分析及び見解に賛同する意見が聞かれ、反対する意見は聞かれなかった。また、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言については、契約が現金及びデリバティブ資産又は負債の両方との交換により決済されているという点（本資料第 10 項(3)の内容)を明示すべきという意見や、結論部分において IFRS 第 9 号が「検討の対象となる追加の会計処理」を要求も容認もしていない旨を明示すべきである等の意見が聞かれた。
- 12. 議論の結果、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言を一部修正した上で、本論点については、既存の IFRS 基準における要求事項は、要望書に記載された事例において「検討の対象となる追加の会計処理」が IFRS 第 9 号と整合するか否かを企業が判断するための十分な基礎を提供していることから、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

#### **今後の予定**

- 13. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2019 年 2 月 6 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

AP3

以 上

## 別紙1 2018年11月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

### 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済（IFRS第9号「金融商品」） — AP3

委員会は、企業が将来において固定価格で非金融商品項目を購入又は売却する特定の契約にIFRS第9号をどのように適用するのかに関する要望を受けた。この要望書は、2つの事実パターンを記載しており、企業はそうした契約を純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定するデリバティブとして会計処理するが、基礎となっている非金融商品項目の引渡し又は受取りのいずれかによって当該契約を現物で決済する。

IFRS第9号は、現金若しくは他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換によって決済できる非金融商品項目を購入又は売却する契約に、当該契約が金融商品であるかのように適用しなければならないが、例外が1つある。その例外は、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約に適用される（IFRS第9号の2.4項におけるいわゆる「自己使用の例外」）。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、当該契約は自己使用の例外に該当しないのでIFRS第9号の範囲に含まれると結論を下す。したがって、企業は当該契約をFVPLで測定するデリバティブとして会計処理する。企業は当該契約を会計目的上ヘッジ関係の一部として指定しない。

決済日に、企業は当該契約を非金融商品項目の引渡し又は受取りのいずれかによって現物決済する。この決済を会計処理する際に、要望書では、企業は支払った現金（購入契約の場合）又は受取った現金（売却契約の場合）を記録し、デリバティブの認識の中止を行うと説明している。

さらに、企業は次のいずれかを認識する。

- a. 非金融商品項目について、支払った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、棚卸資産を認識する（購入契約の場合）。
- b. 非金融商品項目の売却について、受け取った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、収益を認識する（売却契約の場合）。要望書は、企業がこのような契約について収益を総額ベースで認識する会計方針を有していると仮定している。

この会計処理は、企業が棚卸資産又は収益を決済日現在の非金融商品項目の市場価格で認識する結果となる。

要望書は、これらの契約の現物決済を会計処理するにあたって、企業が次のような追加の仕訳を行うことが許容又は要求されるのかどうかを質問している。

- a. デリバティブについて過去に純損益に認識した利得又は損失の累計額を戻し入れる（デリバティブの公正価値は不変であるが）。及び、
- b. 対応する修正を収益（売却契約の場合）又は棚卸資産（購入契約の場合）のいずれかに対して認識する。

この追加の仕訳は、企業が棚卸資産又は収益を、決済時に支払ったか又は受け取った現金の額で認識する結果となる。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、契約は、現金及びデリバティブ資産又は負債の決済の両方との交換での非金融商品項目の受取り（又は引渡し）によって決済されることに着目した。委員会は、IFRS第9号における自己使用の例外に該当しない（デリバティブとして会計処理される）契約の会計処理は、当該例外に該当する（デリバティブとして契約されない）契約の会計処理と異なることにも着目した。同様に、会計目的上のヘッジ関係において指定された契約の会計処理は、そのような関係において指定されていない契約の会計処理と異なる。それらの会計処理の相違は、それぞれの要求事項の相違を反映している。IFRS第9号は、単に契約が最終的には現物で決済されるという理由だけで企業がデリバティブ契約の会計処理を見直すか又は変更することを、認めることも要求することもしていない。

したがって、要望書に記載されている追加の仕訳は、契約をデリバティブとして会計処理を行うというIFRS第9号の要求を実質的に無効にすることになる。デリバティブに係る公正価値利得又は損失の累計額を何の根拠もなく戻し入れることになるからである。この追加の仕訳は、存在しない収益又は費用を認識する結果にもなる。

このため、委員会は、IFRS第9号は、要望書に記載されている追加の仕訳を企業が行うことを認めることも要求することもしてもいないと結論を下した。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載されている追加の仕訳を行うことが許容又は要求されているかどうかについて企業が結論を下すための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

以 上



## 別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

### IFRS 第9号「金融商品」

---

2.4 本基準は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約に、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、適用しなければならない。ただし、企業の子想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く。ただし、本基準は、企業が2.5項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した契約に適用しなければならない。

2.5 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約は、たとえ企業の子想される購入、販売又は使用の必要に従って非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結されたものであっても、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を行うことができる。企業がこの指定を行えるのは、契約の開始時のみであり、かつ、その指定により、当該契約が本基準の範囲から除外されている（2.4項参照）ために認識しないことから生じる認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を解消又は著しく低減する場合のみである。

2.6 非金融商品の売買契約を、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済する方法には、さまざまなものがある。その中には、次のようなものが含まれる。

- (a) 契約条件で、いずれかの当事者が現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済することを認めている場合
- (b) 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できることが、契約条件には明示されていないが、企業が類似の契約を現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済する慣行を有している場合（相手方との交換によるか、相殺する契約の締結によるか、行使又は期限満了前の売却によるかを問わず）
- (c) 同様の契約について、短期的変動による利益又は販売業者としてのマージンを生み出す目的で、基礎商品の引渡しを受けて、引渡し後短期間で売却する慣行を企業が有している場合
- (d) 当該契約の対象となっている非金融商品項目が容易に換金できる場合

上記の(b)又は(c)が適用される契約は、企業の子想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結されているものではないので、本基準の範囲に含まれる。2.4項が適用されるその他の契約については、企業の子想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されているかどうか、したがって、本基準の範囲に含まれるかどうか、を判定するために内容を検討する。

以上